

# 奈良市公報

## 号 外 第 14 号

平成24年 9月 7日印刷発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 文書法制課長  
印刷所 関西印刷株式会社

### 目 次

#### 規 則

- 奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市体育施設条例施行規則及び奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則…… 2
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則… 4
- 奈良市シルクロード博記念館条例施行規則を廃止する規則…………… 4
- 大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地地区画整理審議会会議規則の一部を改正する規則… 4
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 4
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則…………… 8
- 奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則…………… 9
- 公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の

- 一部を改正する規則…………… 9
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……10
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇級等に関する規則の一部を改正する規則……………10
- 奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則……………10
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………12
- 奈良市契約規則の一部を改正する規則……………15
- 奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……15
- 奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則……………29

### 規 則

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第9号

奈良市税条例施行規則の一部を改正する規則  
奈良市税条例施行規則（昭和46年奈良市規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第54号様式中

扶養 障害	同居	特別	人	万円	人	万円	人	万円	人	万円	人	万円
	その他		人	万円		人	万円		人	万円		万円

を

同居特別 障 害	扶養特別 障 害	人	万円	人	万円	人	万円	人	万円	人	万円
扶養障害	16歳未満 扶養親族	人	万円		人	人	万円		人	万円	人

に

改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の奈良市税条例施行規則別記第54号様式の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（平成24年 3月23日揭示済）

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

平成24年 3月23日

奈良市長 仲 川 元 庸

#### 奈良市規則第10号

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市生活管理指導員派遣事業実施規則（平成12年奈良市規則第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「12月28日」を「12月29日」に、「同月4日」を「同月3日」に改める。

第8条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、第

1項として次の1項を加える。  
市長は、委託先に対し、指導員の派遣に要する費用を  
予算の範囲内で支弁する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年3月23日揭示済)

奈良市体育施設条例施行規則及び奈良市コミュニティ  
スポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公  
布する。

第14号様式（第11条関係）

平成24年3月23日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第11号

奈良市体育施設条例施行規則及び奈良市コミュニ  
ティスポーツ施設条例施行規則の一部を改正する規則  
(奈良市体育施設条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市体育施設条例施行規則（平成20年奈良市規  
則第9号）の一部を次のように改正する。

別記第14号様式を次のように改める。

体育施設使用料返還請求書

		年 月 日	
(宛先) 奈良市長		請求者 住所	
		氏名 ㊟	
		電話 ( )	
次のとおり使用料の返還を受けたいので請求します。			

体 育 施 設 名			
使 用 目 的			
承 認 申 請 年 月 日	年 月 日	承 認 年 月 日 及 び 番 号	第 年 月 日 号
使 用 年 月 日	年 月 日 ( 曜 日 )	使 用 料 納 付 年 月 日	年 月 日
	年 月 日 ( 曜 日 )		
	年 月 日 ( 曜 日 )		
使 用 料 の 返 還 を 請 求 す る 理 由			
既 納 の 使 用 料		返 還 率	返 還 金 額
		100	円

承認書を必ず添付してください。

<<返還金振込先>>

金融機関名			本 店
			支 店
			出張所
口座の種別	普通 ・ 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

(奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市コミュニティスポーツ施設条例施行規則  
第6号様式(第8条関係)

(平成20年奈良市規則第10号)の一部を次のように改正する。

別記第6号様式を次のように改める。

コミュニティスポーツ施設使用料返還請求書			
			年 月 日
(宛先) 奈良市長			
請求者 住所			
氏名 ㊟			
電話 ( )			
次のとおり使用料の返還を受けたいので請求します。			
施設名			
使用目的			
承認申請年月日	年 月 日	承認年月日及び番号	年 月 日 第 号
使用年月日	年 月 日	使用料納付年月日	年 月 日
	年 月 日		
	年 月 日		
使用料の返還を請求する理由			
既納の使用料	返還率		返還金額
	100		円

承認書を必ず添付してください。

<<返還金振込先>>

金融機関名		本店 支店 出張所							
口座の種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義人									

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年3月23日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第12号

奈良市公印規則の一部を改正する規則  
奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表災害対策用市長印の項中「市民安全課」を「危機管理課」に改め、同表文化施設事務専用市長印の項の次に次のように加える。

防災センター事務専用市長印	11の18	てん書	方24	消防局総務課	防災センター事務用	1
---------------	-------	-----	-----	--------	-----------	---

別表マーチャントシードセンター事務専用市長印の項を削り、同表市長認印の項中

福祉総務課	福祉事務用	1
保健総務課	保健所事務用	1

を

保健総務課	保健所事務用	1
-------	--------	---

に改める。

別表ひな形の11の18及び11の19を次のように改める。

11の18

奈良市
長之印
防災センター用

11の19

削除

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第13号**

奈良市温泉施設条例施行規則の一部を改正する規則  
奈良市温泉施設条例施行規則（平成17年奈良市規則第22号）の一部を次のように改正する。

第2条から第5条までを次のように改める。

第2条から第5条まで 削除

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市シルクロード博記念館条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第14号**

奈良市シルクロード博記念館条例施行規則を廃止する規則

奈良市シルクロード博記念館条例施行規則（昭和63年奈良市規則第3号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土地  
地区画整理審議会会議規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第15号**

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）

土地地区画整理審議会会議規則の一部を改正する規則

大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）土  
地区画整理審議会会議規則（昭和61年奈良市規則第2号）  
の一部を次のように改正する。

第12条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を  
第2号とする。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第16号**

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則

奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一  
部を次のように改正する。

目次中「第24条」を「第24条の2」に改める。

第1条中「課」の次に「、グループ」を加え、「事務所、  
工場」を「工場、事務所」に改める。

第2条の見出し中「課」の次に「、グループ」を加え、  
「事務所、工場」を「工場、事務所」に改め、同条中「課」  
の次に「、グループ」を加え、「事務所、工場」を「工場、

事務所」に改め、同条の表中

課 (センター・所・工場)	を
------------------	---

課 (グループ・センター・工場・所)	に改め、同条の表総合政策部の部
-----------------------	-----------------

行政経営課の項の次に次のように加える。

連結運営推進グループ	
------------	--

第2条の表総務部の部管財課の項中「庁舎管理係」を「庁舎管理係 公用車管理係」に改め、同部税務室の款市民税課の項中「総務係 税制係」を「総務係」に改め、同表市民生活部の部病院事業課の項の次に次のように加える。

看護専門学校準備グループ	
--------------	--

第2条の表中

市民安全課	生活安全係 危機管理係
-------	-------------

危機管理課	
防犯・交通安全課	防犯係 交通安全係

改め、同表市民活動部の部地域活動推進課の項中「地域活動推進係」を「地域活動推進係 住居表示係」に改め、同表保健福祉部の部福祉医療課の項中「医療第一係 医療第二係」を「障がい者医療係」に改め、同部保護第一課の項中「保護第三係」を「保護第三係 保護第四係」に改め、同部保護第二課の項中「保護第四係 保護第五係 保護第六係」を「保護第五係 保護第六係 保護第七係 保護第八係」に改め、同部介護福祉課の項中「予防係 施設指導係」を「認定係」に改め、同部介護認定課の項を削り、同部長寿福祉課の項を次のように改める。

長寿福祉課	長寿係 支援係 予防係 施設指導係
-------	-------------------

第2条の表子ども未来部の部子ども育成課の項中「放課後児童育成係」を「子ども医療係」に改め、同表環境部の部環境事業室の款業務改善課の項を削り、同表観光経済部の部観光振興課の項中「資源開発係」を「資源開発係 奈良町にぎわい係」に改め、同表都市整備部の部都市計画室の款交通政策課の項中「交通環境係」を「バリアフリー推進係」に改め、同表建設部の部営繕課の項中「教育施設係 公共施設係 施設耐震係」を「公共施設係」に改め、同項の次に次のように加える。

耐震・教育施設整備グループ	教育施設係 施設耐震係
---------------	-------------

第5条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- (8) 行政評価に関する事。

第6条中第5号及び第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を削り、第9号を第6号とし、第10号を削り、第11号を第7号とし、同条に次の1項を加える。

2 行政経営課連結運営推進グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 奈良市総合財団に関する事。

- (2) 外郭団体との連絡調整に関する事。
- (3) 公営企業部門との連絡調整に関する事。
- (4) 指定管理者制度の総括に関する事。
- (5) 財政健全化4指標及び財務諸表の作成に関する事。

第7条第1項予算統括係の部分中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 地方交付税に関する事。

第7条第1項資金調整係の部分の第1号中「及び地方交付税」を削る。

第9条人事係の部分の第2号中「配置」を「定数及び配置」に改め、同条研修係の部分の第3号を削り、同条福利厚生係の部分の第5号中「児童手当法（昭和46年法律第73号）に基づく」を削り、同部分の第6号を削る。

第9条の2第4号中「(仮称)ガバナンス監視委員会」を「奈良市ガバナンス監視委員会」に改め、同条中第5号を第8号とし、第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 訴訟事務の総括に関する事。
- (6) 環境部環境事業室の業務体制の改善に関する事。
- (7) 法令遵守監察監の指示に関する事。

第10条法制係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条管財係の部分中第12号から第16号までを削り、第17号を第12号とし、同条に次のように加える。

公用車管理係

- (1) 公用車の総括管理に関する事。
- (2) 公用車の保険に関する事。
- (3) 公用車の安全運転及び交通事故の防止に関する事。
- (4) 公用車（各課専用のものを除く。）の管理及び配車に関する事。
- (5) 公用車の運転及び整備等の指導に関する事。

第12条第2号中「保健所・教育総合センター」の次に「内事務室等」を加え、同条中第5号を第8号とし、第4号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (6) 保健所・教育総合センターの駐車場に関する事。
- (7) 保健所・教育総合センターの公用車の管理に関する事（特殊車両を除く。）。

第12条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 保健所・教育総合センターに係る事項の調整に関する事。

第14条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 建設工事低入札価格調査制度に関する事。
- (8) 建設工事施工体制点検特別立入調査に関する事。

第15条第1項総務係の部分中第6号を第9号とし、第5号の次に次の3号を加える。

- (6) 税制の調査及び市税の企画に関する事。
- (7) 固定資産評価審査委員会に関する事。
- (8) 税務関係各種協議会との連絡に関する事。

第15条第1項税制係の部分中第1項を削り、同項課税第一係及び

課税第二係の部分中「課税第一係を「課税第一係」に改め、同項に次のように加える。

#### 課税第二係

- (1) 個人の市民税及び県民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (2) 法定外普通税及び法定外目的税の賦課に関すること。
- (3) 法人等の市民税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (4) 事業所税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (5) 市たばこ税及び入湯税の課税資料の調査及び賦課に関すること。

第15条第2項中「課税第二係の」を「課税第二係に共通する」に改める。

第19条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第22条に次の1項を加える。

2 病院事業課看護専門学校準備グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 看護専門学校の設立の準備に関すること。
- (2) 看護専門学校の学生の募集、入学試験等に関すること。

第23条賦課係の部分の第1号中「(保険税を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

第24条を次のように改める。

(危機管理課の事務)

第24条 危機管理課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域防災計画に関すること。
- (2) 防災会議及び災害対策本部に関すること。
- (3) 自主防災組織に関すること。
- (4) 防災訓練及び防災意識の啓発に関すること。
- (5) 防災行政無線に関すること。
- (6) 防災設備、備蓄物品等の管理に関すること。
- (7) 気象情報等の収集及び伝達に関すること。
- (8) 危機管理の調査、研究及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (9) 国民保護計画に関すること。
- (10) 国民保護協議会並びに国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関すること。
- (11) 危機管理監の指示に関すること。
- (12) 課の庶務に関すること。

第3章第3節中第24条の次に次の1条を加える。

(防犯・交通安全課の事務)

第24条の2 防犯・交通安全課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

#### 防犯係

- (1) 防犯及び安全なまちづくりに関すること。
- (2) 奈良市安全安心まちづくり条例(平成20年奈良市条例第16号)に関すること。

- (3) 防犯対策関係機関及び団体に関すること。
- (4) 自主防犯組織活動に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

#### 交通安全係

- (1) 交通安全施策の推進及び交通安全思想の普及に関すること。
- (2) 交通安全対策関係機関及び団体に関すること。
- (3) 奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)に関すること。
- (4) 自転車駐車場に関すること。

第26条総務係の部分中第2号から第4号までを削り、第5号を第2号とし、第6号を第3号とし、第7号を第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (5) 日本赤十字社奈良市地区の事務に関すること。
- (6) 自衛官募集に関すること。

第26条総務係の部分中第8号から第10号までを削り、同部分の第11号中「部及び」を削り、同号を同部分の第7号とし、同条地域活動推進係の部分の第4号中「要望」を「地域要望」に改め、第5号を次のように改める。

- (5) 地縁による団体の認可に関すること。

第26条に次のように加える。

#### 住居表示係

- (1) 住居表示に関すること。
- (2) 町の区域及びその名称の変更等に関すること。
- (3) 住居表示審議会に関すること。

第28条人権施策係の部分中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

- (11) 人権啓発センターの維持管理に関すること。

第28条人権啓発係の部分中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第31条企画管理係の部分中第6号を第8号とし、第5号の次に次の2号を加える。

- (6) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指定等に関すること。
- (7) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定等に関すること。

第31条生活支援係の部分の第1号中「事業者」の次に「の指定」を加え、同部分中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第8号とし、同号の前に次の4号を加える。

- (4) 療育手帳に関すること。
- (5) 地域自立支援協議会に関すること。
- (6) 障害児通所支援の給付に関すること。
- (7) 障がい者の虐待の防止に関すること。

第31条精神福祉係の部分の第7号を削る。

第31条の2医療第一係の部分中「医療第一係」を「障がい者医療係」に改め、同条医療第二係の部分の部分を削る。

第31条の3保護第一係、保護第二係及び保護第三係の部分中「保護第三係」を「保護第三係に改め、同条第2項保護第四係」

及び第3項中「及び保護第三係」を「、保護第三係及び保

護第四係」に改める。

第31条の4 保護第四係、保護第五係及び保護第六係の部

「保護第四係	「保護第五係
分中 保護第五係	保護第六係
保護第六係」	保護第七係
	保護第八係」

を に改め、同条第2項

中「保護第四係、保護第五係及び保護第六係」を「保護第五係、保護第六係、保護第七係及び保護第八係」に改める。

第32条予防係の部分を次のように改め、同条施設指導係の部分を削る。

#### 認 定 係

- (1) 要介護認定及び要支援認定に関すること。
- (2) 介護認定審査会に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証の交付（介護認定に伴う交付に限る。）に関すること。
- (4) 介護認定の調査に関すること。
- (5) 認定調査員の指導等に関すること。

第33条を次のように改める。

#### 第33条 削除

第34条を次のように改める。

(長寿福祉課の事務)

第34条 長寿福祉課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

#### 長 寿 係

- (1) 社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関すること。
- (2) 老人福祉計画に関すること。
- (3) 高齢者に対する優遇措置に関すること。
- (4) 高齢者の生きがい及びふれあい事業に関すること。
- (5) 万年青年クラブに関すること。
- (6) 老人福祉センター、老人憩の家及び老人軽作業場に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

#### 支 援 係

- (1) 在宅福祉サービスに関すること。
- (2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）による老人の心身の健康保持及び生活安定のための必要な措置に関すること。
- (3) 地域支援事業（生活管理指導員派遣事業、要介護紙おむつ等支給事業、シルバーハウジング生活援助員派遣事業、要援護者在宅高齢者配食事業及び緊急時在宅高齢者支援事業に限る。）に関すること。

#### 予 防 係

- (1) 地域支援事業（他課及び支援係の主管に属するものを除く。）に関すること。
- (2) 地域包括支援センターの運営等に関すること。
- (3) 奈良市地域包括支援センター運営協議会に関すること。

#### 施設指導係

- (1) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの認可、届出、更新及び指導監査等に関すること。

(2) 介護老人保健施設の開設及び指導監査等に関すること。

(3) 有料老人ホームの届出及び指導監査等に関すること。

(4) 指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定及び指導監査に関すること。

(5) 指定介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者の指定及び指導監査に関すること。

(6) 指定地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定及び指導監査に関すること。

(7) 営利法人が運営する介護サービス事業所の監査に関すること。

(8) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出等に関すること。

(9) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る一般検査及び特別検査に関すること。

(10) 老人居宅生活支援事業の届出等に関すること。

(11) 軽費老人ホーム事務運営補助に関すること。

(12) 奈良市地域密着サービス運営委員会に関すること。

第36条育成係の部分中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 児童館に関すること。

第36条放課後児童育成係の部分で次のように改める。

子ども医療係

(1) 子ども医療費の助成に関すること。

(2) ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。

第36条の2子育て係の部分の第4号を次のように改める。

(4) 子ども発達センターに関すること。

第36条の2子育て係の部分に次の1号を加える。

(5) 障害児通所支援の支給決定に関すること。

第37条の2を削る。

第42条の2計画係の部分中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を第9号とし、同条対策係の部分に次の1号を加える。

(8) 大和川水環境協議会等関係団体に関すること。

第44条に次のように加える。

奈良町にぎわい係

(1) 奈良町の振興に関すること。

(2) 奈良町の観光資源の管理、活用及び創出に関すること。

第47条市街地整備係の部分の第1号中「JR奈良駅周辺土地区画整理事業、」を削る。

第47条の2交通企画係の部分中第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) パーク・アンド・ライド及びサイクルライドに関すること。

(8) 生活路線バスに関すること。

(9) アシスト自転車のレンタルに関すること。

第47条の2交通環境係の部分で次のように改める。

バリアフリー推進係

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条に基づく基本構想に関すること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る関連諸団体との連絡調整に関すること。

第48条第6号中「JR奈良駅周辺土地区画整理事業（以下この条において「土地区画整理事業」という。）及び」を削り、同条第8号中「土地区画整理事業及び」を削る。

第52条審査係の部分の第4号中「(平成18年法律第91号)」を削る。

第53条計画係の部分中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 近畿地方都市美協議会等の関係団体との連絡調整に関すること。

第53条審査指導係の部分中第8号を削る。

第61条教育施設係の部分及び施設耐震係の部分削り、同条に次の1項を加える。

2 営繕課耐震・教育施設整備グループの分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

教育施設係

(1) 教育施設建築物及び附帯施設の建設工事の計画及び設計に関すること。

(2) 教育施設建築物及び附帯施設の建設工事の現場監督及び検査に関すること。

(3) 教育施設建築物及び附帯施設の災害等調査に関すること。

施設耐震係

(1) 建築物の耐震化工事等の企画、調査及び設計に関すること。

(2) 建築物の耐震化工事等の現場監督及び検査に関すること。

第65条中「各課」の次に「、グループ」を加え、「事務所及び工場」を「工場及び事務所」に改める。

第66条第1項中「課長」の次に「、グループにグループ長」を加え、同条第5項及び第7項中「課」の次に「、グループ」を加え、「事務所及び工場」を「工場及び事務所」に改める。

第67条第1項中「課長」の次に「、グループ長」を加え、同条第11項中「前条第8項」を「前条第7項」に改める。

第69条の表市民生活部の部病院事業課の項の次に次のように加える。

防犯・交通安全課	自転車駐車場
----------	--------

第69条の表中

シルクロード博記念館	を
入江泰吉記念奈良市写真美術館	
<small>おんじょう</small> 音声館	
ならまち振興館	

入江泰吉記念奈良市写真美術館	に改め、
<small>おんじょう</small> 音声館	

同表子ども未来部の部子ども育成課の項を次のように改める。

子ども育成課	児童館
--------	-----

第69条の表子ども未来部の部子ども育成課の項の次に次のように加える。

子育て相談課	子ども発達センター
--------	-----------

第69条の表中

観光自動車駐車場	を
針テラス情報館	
都祁温泉フィットネスバード	

ならまち振興館	に改め、
観光自動車駐車場	
針テラス情報館	
奈良町からくりおもちゃ館	

同部商工労政課の項を次のように改める。

勤労者総合福祉センター
なら工藝館

第69条の表都市整備部の部交通政策課の項を削る。

第72条第1項中「課」の次に「、グループ」を加え、「事務所及び工場」を「工場及び事務所」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第69条の表の改正規定中奈良町からくりおもちゃ館に係る部分は、奈良町からくりおもちゃ館条例（平成23年奈良市条例第33号）の施行の日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第17号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則の施行に伴う関連規則の整備に関する規則

(奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正)

第1条 奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項総務係の部分の第3号中「、国民健康保険税」を削り、同項福祉係の部分の第4号中「子ども手当、」を削る。

第2条の2第14号中「、国民健康保険税」を削り、同



条第18号中「子ども手当及び」を削る。

第2条の3第2項第3号中「、国民健康保険税」を削り、同項第27号中「子ども手当、」を削り、同項中第29号を削り、第30号を第29号とし、第31号から第42号までを1号ずつ繰り上げる。

第2条の4第2項総務係の部分の第3号中「、国民健康保険税」を削り、同項住民係の部分の第20号中「子ども手当、」を削り、同部分中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。  
(奈良市役所連絡所設置規則の一部改正)

第2条 奈良市役所連絡所設置規則(昭和52年奈良市規則第7号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第3号及び第3項第3号中「、国民健康保険税」を削る。  
(奈良市民サービスセンター規則の一部改正)

第3条 奈良市民サービスセンター規則(平成4年奈良市規則第45号)の一部を次のように改正する。

第3条中「、国民健康保険税」を削る。  
(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)

第4条 奈良市緑花推進会議設置規則(昭和48年奈良市規則第36号)の一部を次のように改正する。

別表市民活動部の項中「人権施策課長」を「人権政策課長」に改め、同表建設部の項の次に次のように加える。

会計課	会計課長
-----	------

(奈良市法令遵守の推進に関する規則の一部改正)

第5条 奈良市法令遵守の推進に関する規則(平成19年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第15条中「人事課」を「ガバナンス推進課」に改める。  
(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)

第6条 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第27条第6号中「介護認定課」を「介護福祉課」に改める。

(奈良市予算の編成及び執行に関する規則の一部改正)

第7条 奈良市予算の編成及び執行に関する規則(昭和39年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「、図書館長」を削り、「教育委員会事務局の課長」の次に「、中央図書館長」を加える。  
(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

第8条 奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表中「市民安全課長」を「危機管理課長」に改める。  
(奈良市福祉事務所事務分掌規則の一部改正)

第9条 奈良市福祉事務所事務分掌規則(平成元年奈良市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「(介護認定課及び長寿福祉課を除く。)」を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第18号**

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市非常勤嘱託職員に関する規則(平成2年奈良市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第10条中「は、別表第1のとおりとする」を「その他の取扱いについては、再任用短時間勤務職員の例による」に改め、同条ただし書を削る。

第15条第1項中「別表第2」を「別表第1」に、「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表第1とし、別表第3を別表第2とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第19号**

奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則

奈良市パートタイム職員に関する規則(平成3年奈良市規則第41号)の一部を次のように改正する。

第2条中「6時間以内」を「6時間以内(収集作業員にあっては7時間)」に改める。

第11条中「6時間」を「6時間(収集作業員にあっては7時間)」に改め、「割振り」を「割り振り」に改める。

別表第1業務職の部草刈り作業員の項中「草刈り作業員」を「収集作業員 草刈り作業員」に改め、同表に次のように加える。

備考 収集作業員とは、環境部において家庭ごみの収集業務に従事する者をいう。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年3月30日揭示済)

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第20号**

公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則

の一部を改正する規則  
公益的法人等への奈良市職員の派遣等に関する規則（平成14年奈良市規則第65号）の一部を次のように改正する。  
第2条第3号を次のように改める。

(3) 一般財団法人奈良市総合財団

第2条第4号中「財団法人」を「公益財団法人」に改め、同条中第6号を削り、第7号を第6号とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年3月30日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第21号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年奈良市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長の事務部局の項中「職務の級7級の主幹」を「職務の級7級の主幹 グループ長」に、同表消防の項中「文化財防災官」を「文化財防災官 防災センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第22号

三 専門職学位課程修了

- (1) 学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
- (2) 上記に相当すると市長が認める学歴免許等の資格

別表第5 修士課程修了の項の次に次のように加える。

専門職学位課程修了	18年	+2年	+4年	+6年	+9年
-----------	-----	-----	-----	-----	-----

別表第8中

58	を	57	に改める。
58		58	
58		58	
58		58	
59		58	
59		58	
59		59	
59		59	

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則  
奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の7級の項中

- 「4 消防署長の職務
- 5 消防副署長の職務
- 6 市民サービスセンター所長の職務 を
- 7 図書館長の職務
- 8 文化財防災官の職務
- 9 指揮救助隊長の職務 」
- 「4 グループ長の職務
- 5 市民サービスセンター所長の職務
- 6 図書館長の職務
- 7 消防署長の職務
- 8 消防副署長の職務 に改め、同表8
- 9 文化財防災官の職務
- 10 防災センター所長の職務
- 11 指揮救助隊長の職務
- 12 選挙管理委員会事務局長の職務
- 13 農業委員会事務局長の職務 」

級の項中「選挙管理委員会事務局長の職務」を「相当の経験を有する選挙管理委員会事務局長の職務」に、「農業委員会事務局長の職務」を「相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務」に改める。

別表第3の1 大学卒の部の五 大学4卒の項中「五 大学4卒」を「六 大学4卒」に改め、同部の四 大学専攻科卒の項中「四 大学専攻科卒」を「五 大学専攻科卒」に改め、同部の三 大学6卒の項中「三 大学6卒」を「四 大学6卒」に改め、同部の二 修士課程修了の項の次に次のように加える。

60	59
60	59
60	59
60	60
61	60

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(平成24年3月30日揭示済)

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する

る規則をここに公布する。

平成24年 3 月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第23号**

奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成24年奈良市条例第9号。以下「条例」という。)第5条第2項及び第3項、第8条並びに第9条の規定に基づき、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(辞令の交付)

第2条 任命権者は、次に掲げる場合には、職員にその旨を明示した辞令を交付するものとする。

- (1) 任期付職員を採用する場合
- (2) 任期付職員の任期を更新する場合
- (3) 任期の満了により任期付職員が当然に退職する場合  
(特定任期付職員の号給の決定)

第3条 特定任期付職員(条例第5条第1項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)の同項の給料表の号給は、その者の専門的な知識、経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次に定めるとおりとする。

- (1) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合 1号給
- (2) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合 2号給
- (3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 3号給
- (4) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合 4号給
- (5) 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 5号給
- (6) 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合 6号給

(特定任期付職員業績手当)

第4条 条例第5条第3項の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、同条第2項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。

第5条 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日までの間(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者に対しては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準

日の翌日から直近の基準日までの間)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、当該基準日の属する月の給料等の支給に関する規則(昭和41年奈良市規則第5号。以下「給料規則」という。)第24条第2項に規定する期末手当の支給日に支給することができるものとする。

(一般任期付職員の級別資格基準表の適用方法等の特例)

第6条 条例第2条第2項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「一般任期付職員」という。)であって、その者が有する専門的な知識経験、従事する業務等に照らして、採用試験の結果により採用された者に相当すると認められるものについては、奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和43年奈良市規則第2号。以下「初任給規則」という。)別表第2に定める級別資格基準表(以下この条及び次条において「級別資格基準表」という。)の試験・職種欄の「試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用することができる。

2 一般任期付職員に対して初任給規則第10条第1項の規定を適用する場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、級別資格基準表に定める必要経験年数に8割以上10割未満の年数をもって、級別資格基準表の必要経験年数とすることができる。

(一般任期付職員の号給の決定の特例)

第7条 新たに一般任期付職員となった者の号給は、採用の日の前日から、級別資格基準表を適用する場合における当該職員の経験年数に相当する期間を遡った日に採用され、引き続き在職したものとみなして、当該遡った日において、初任給規則別表第6に定める初任給基準表(以下この条において「初任給基準表」という。)を適用して得られる初任給(前条第1項の規定の適用を受ける職員にあっては、同項の規定による級別資格基準表の区分と同一の初任給基準表の試験欄の区分を適用して得られる初任給)を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して昇格、昇給等の規定を適用した場合に当該採用の日に受けることとなる号給を超えない範囲内で決定することができる。

(義務教育等教員特別手当)

第8条 条例第8条に規定する規則で定める額は、給料規則第38条の規定の例により算出した額とする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、任期付職員の採用及び給与の特例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。  
(給料等の支給に関する規則の一部改正)
- 2 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第23条の7中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成24年奈良市条例第9号）第5条第1項に規定する特定任期付職員（以下「特定任期付職員」という。）の管理職員特別勤務手当の額は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。ただし、勤務に従事した時間が2時間に満たない場合は、当該額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 1号給の職員 4,000円
- (2) 2号給の職員 6,000円
- (3) 3号給の職員 8,000円
- (4) 4号給の職員 10,000円
- (5) 5号給及び6号給の職員 12,000円

第25条の2に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、特定任期付職員に対する期末手当基礎額については、条例第24条第4項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額とする。

- (1) 1号給の職員 100分の10
- (2) 2号給及び3号給の職員 100分の15
- (3) 4号給から6号給までの職員 100分の20

（平成24年3月30日揭示済）

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第24号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「前項」を「第1項」に、「同様」を「同様」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 領収印（前項本文に規定するものに限る。次項及び第4項において同じ。）を新たに調製し、又は改印しようとするときは、主務課長は会計課長に依頼し、会計課長はこれを行うものとする。

3 主務課において領収印を使用しなくなったときは、主務課長は、当該領収印を会計課長に返納するものとする。

4 主務課長は、当該主務課において使用する領収印を紛失したときは、会計管理者に届け出なければならない。

第20条第3項中「第1項本文」を「第1項」に、「この場合においては、主務課長は、児童育成料及び簡易水道料の口座振替の方法による歳入を除き」を「この場合において、市税及び保険料については」に改める。

第3章中第22条の3を第22条の4とし、第22条の2の前の見出しを削り、同条第1項中「又は介護保険法」を「介護保険法」に改め、「第144条の2」の次に「又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条第4項」を加え、同

条を第22条の3とし、同条の前に見出しとして「（歳入の徴収又は収納事務の委託）」を付し、第22条の次に次の1条を加える。

（指定代理納付者の指定等）

第22条の2 市長は、法第231条の2第6項に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）を指定しようとするときは、会計管理者と協議するものとする。

2 市長は、指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示するものとする。告示した事項を変更し、又は指定を取り消したときも、また同様とする。

- (1) 指定代理納付者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 指定代理納付者に納付させることができる歳入の種類

(3) 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

(4) 前3号に掲げるもののほか、必要と認める事項

第23条第1項第2号イ(中)中「乳幼児医療費及び母子家庭医療費」を「子ども医療費及びひとり親家庭等医療費」に改め、同号イに次のように加える。

(セ) 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業及び障害児相談支援事業に係る扶助費

(ソ) 母子保健法（昭和40年法律第141号）に基づく養育医療に係る扶助費

第46条の次に次の1条を加える。

（物品の会計年度）

第46条の2 物品の会計年度は、年度をもつて区分し、その年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 物品は、当該物品を出納した日の属する会計年度によって区分しなければならない。

第51条の2の見出しを「（備品の管理換え）」に改め、同条第1項中「移管替え」を「管理換え」に改め、同条第2項中「移管替え」を「管理換え」に、「備品保管票」を「備品管理換書」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、物品管理換書は、払出側の主務課において作成し、払出側の主務課長及び受入側の主務課長の決裁を受けるものとする。

第52条第2項中「返納物品受領書を交付させ、関係帳簿に」を「関係帳簿を」に改める。

別表第1債権整理課の項を削り、同表市民サービスセンターの項中「、国民健康保険税」を削り、同表国保年金課の項中「課長補佐、徴収係長及び係員」を「課長を除く課員」に、「国民健康保険税並びにこれらの」を「その」に改め、同表西部出張所総務課の項及び月ヶ瀬行政センター総務住民課の項中「、国民健康保険税」を削り、同表月ヶ瀬行政センター地域振興課の項中「業務係長」を「地域振興係長及び係員並びに業務係長」に改め、同表都祁行政センター総務住民課の項、東部出張所及び北部出張所の項及び地域活動推進課の項中「、国民健康保険税」を削り、同

表連絡所の項中「主任」及び「国民健康保険税」を削り、同表文化振興課の項中「主任」を「主任及び係員」に改め、同表介護福祉課の項を次のように改める。

介護福祉課	課長補佐、給付係長及び係員	1 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
	課長補佐、保険料係長及び係員	所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納
	課長補佐、認定係長及び係員	所管に係る実費徴収金の収納

別表第1介護認定課の項を削り、同表長寿福祉課の項を次のように改める。

長寿福祉課	課長を除く課員	1 老人福祉施設入所措置に係る措置自己負担金の収納 2 所管に係る手数料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
-------	---------	---

別表第1子ども育成課の項を削り、同表保健予防課の項中

「所管に係る実費徴収金の収納」を「1 所管に係る実費徴収金の収納  
2 養育医療に係る自己負担金の収納」に改め、同表健康増進課の項を次のように改める。

健康増進課	課長を除く課員	所管に係る実費徴収金の収納
-------	---------	---------------

別表第1収集課の項の次に次のように加える。

まち美化推進課	課長補佐、管理係長及び係員	奈良市あき地の適正管理に関する条例（平成23年奈良市条例第24号）第6条の規定による雑草等の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納
---------	---------------	--

別表第1公園緑地課の項中「使用料及び」を削り、同表土木管理課の項を次のように改める。

土木管理課	明示係長及び係員	1 所管に係る手数料の収納 2 地境明示に係る図面等の複写料の収納
	占用係長及び係員	道路、準用河川及び法定外公共物の占用料の収納

別表第1下水道総務課の項中「排水設備係長」を「課長補佐、排水設備係長」に改め、同表住宅課の項中「企画調整係長及び係員、管理係長及び係員並びに収納係長及び係員」を「課長を除く課員」に改め、同表地域教育課の項を次のように改める。

地域教育課	総務係長及び係員	1 所管に係る事業収入の収納 2 所管に係る手数料の収納
	放課後児童育成係長及び係員	児童育成料の収納

別表第1図書館の項中「主任」を「西部図書館長及び北部図書館長並びに主任」に改め、同表保健給食課の項を削り、同表教育支援課の項を次のように改める。

教育支援課	課長補佐、総務係長及び係員	1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納
-------	---------------	----------------------------------

別表第2債権整理課長の項を削り、同表市民課長の項中「国民健康保険税」を削り、同表国保年金課長の項中「国民健康保険税並びにこれらの」を「その」に改め、同表西部出張所総務課長の項、月ヶ瀬行政センター総務住民課長の項、都祁行政センター総務住民課長の項、東部出張所長及び北部出張所長の項及び同表地域活動推進課長の項中「国民健康保険税」を削り、同表介護福祉課長の項を次のように改める。

介護福祉課長	1 第三者行為及び不正利得に係る介護給付費の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納 3 所管に係る介護保険料及びその附帯金の収納
--------	---

別表第2介護認定課長の項を削り、同表長寿福祉課長の項を次のように改める。

長寿福祉課長	1 老人福祉施設入所措置に係る措置自己負担金の収納 2 所管に係る手数料の収納 3 所管に係る実費徴収金の収納
--------	---

別表第2子ども育成課長の項を削り、同表子ども相談課長の項中「子ども相談課長」を「子育て相談課長」に改め、同表保健予防課長の項中「所管に係る実費徴収金の収納」を「1 所管に係る実費徴収金の収納 2 養育医療に係る自己負担金の収納」に改め、同表健康増進課長の項を次のように改める。

健康増進課長	所管に係る実費徴収金の収納
--------	---------------

別表第2収集課長の項の次に次のように加える。

まち美化推進課長	奈良市あき地の適正管理に関する条例第6条の規定による雑草等の除去等の措置に係る費用の徴収金の収納
----------	--

別表第2公園緑地課長の項中「使用料及び」を削り、同表土木管理課長の項中「4 宅地造成事業による分譲地代金の収納 5 宅地造成事業による契約保証金の出納」を削り、同表下水道総務課長の項中「4 水洗便所設備資金貸付回収金の収納」を「4 水洗便所設備資金貸付回収金の収納 5 損失補償に伴う債権の回収金の収納」に改め、同表地域教育課長の項中「2 所管に係る手数料の収納」を第30号様式（第49条関係）

「2 所管に係る手数料の収納 3 児童育成料の収納」に改め、同表図書館長の項中「図書館長」を「中央図書館長」に改め、同表保健給食課長の項を削り、同表教育支援課長の項中「所管に係る使用料の収納」を「1 所管に係る使用料の収納 2 所管に係る実費徴収金の収納」に改める。  
別記第30号様式を次のように改める。

課名 \_\_\_\_\_ No. \_\_\_\_\_

物 品 請 求 書

年度 請求日 年 月 日

係	係 長	課長補佐	課 長

品 名	数 量	単 位	品 名	数 量	単 位

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。  
(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第25号

奈良市契約規則の一部を改正する規則

奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 項中「一に」を「いずれかに」に改め、「みなす」の次に「ことができる」を加え、同項第 3 号を次のように改める。

(3) 合併又は分割により当該事業を承継したとき。

第 3 条第 6 項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号を第 6 号とする。

第 9 条の見出し中「等」を削り、同条第 2 項を削る。

第16条の次に次の 1 条を加える。

(指名競争入札の不成立)

第16条の 2 入札者が 1 人であるときは、その入札は、成立しないものとする。

別記第 2 号様式中「あて」を「宛て」に改める。

別記第 5 号様式19に次のように加える。

(3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれか

に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

別記第 5 号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

別記第 6 号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

別記 2 の第47条第 1 項第 6 号中イをアとし、ロをイとし、ハをウとし、ニをエとし、ホをオとし、同号へ中「イからホまで」を「アからオまで」に改め、同号へを同号カとし、同号ト中「イからホまで」を「アからオまで」に、「へ」を「カ」に改め、同号トを同号キとし、別記 2 の第48条第 1 項第 4 号中「第96条の 3」を「第96条の 6」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市契約規則（以下「新規則」という。）第 9 条及び第16条の 2 の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に告示又は指名通知書により通知する入札について適用し、施行日前に告示又は指名通知書により通知する入札については、なお従前の例による。

3 新規則別記第 5 号様式の規定は、施行日以後の締結に係る契約から適用する。

(平成24年 3月30日揭示済)

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第26号

奈良市児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

奈良市児童福祉法施行細則（平成14年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の次に次の 8 条を加える。

(特例障害児通所給付費の額)

第 8 条の 2 特例障害児通所給付費の額は、法第21条の 5 の 4 及び法第24条の27の規定によりその基準とされる額とする。

(障害児通所給付費等の支給決定の申請)

第 8 条の 3 法第21条の 5 の 6 第 1 項の規定に基づき障害児通所給付費の通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（別記第10号様式の 2）により、同項の規定に基づき特例障害児通所給付費の通所給付決定を受けようとする障害児の保護者は、特例障害児通所給付費支給申請書（別記第10号様式の 3）により、それぞれ市長に申請しなければならない。

(通所受給者証等)  
 第8条の4 法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証は、別記第10号様式の4のとおりとする。  
 2 市長は、医療型児童発達支援に係る支給決定を行ったときは、当該支給決定児童等に対し、通所受給者証のほか肢体不自由児通所医療受給者証(別記第10号様式の5)を交付するものとする。  
 (障害児通所給付費支給申請内容の変更の届出)  
 第8条の5 省令第18条の6第7項に規定する届出書は、申請内容変更届出書(別記第10号様式の6)とする。  
 (受給者証の再交付の申請)  
 第8条の6 省令第18条の6第9項に規定する申請書は、受給者証再交付申請書(別記第10号様式の7)とする。  
 (障害児通所給付費の支給決定変更の申請)  
 第8条の7 省令第18条の21に規定する申請書は、障害児通所給付費支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書(別記第10号様式の8)とする。  
 (高額障害児通所給付費の支給申請)  
 第10号様式の2(第8条の3関係)

第8条の8 省令第18条の26第1項及び省令第25条の17第1項に規定する申請書は、高額障害児(通所・入所)給付費支給申請書(別記第10号様式の9)とする。  
 (障害児相談支援給付費の支給申請等)  
 第8条の9 省令第25条の26の3第1項に規定する申請書は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書(別記第10号様式の10)とする。  
 2 障害児相談支援給付費の支給決定を受けた者は、障害児相談支援の作成を依頼する事業者を決定したときは、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書(別記第10号様式の11)により市長に届け出なければならない。当該事業者を変更したときも、同様とする。  
 別表備考2中「」の規定」の次に「並びに控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)」を加える。  
 別記第10号様式の次に次の10様式を加える。

障害児通所給付費支給申請書兼  
利用者負担額減額・免除等申請書

(宛先) 奈良市長  
次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	所在地	〒	電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日
	支給申請に係る児童氏名		続柄	
	身体障害者手帳番号	療育手帳番号	精神障害者保健福祉手帳番号	
被保険者証の記号及び番号(※)			保険者名及び番号(※)	

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
-----------	------------	-----------------



支 援 の 種 類	申 請 に 係 る 具 体 的 内 容
<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	

障害児支援利用計画又は通所支援計画を作成するために必要があるときは、通所支援の利用に関する意向聴取の内容及び医師意見書の全部又は一部を、奈良市から指定障害児相談支援事業者、通所支援事業者又は障害児入所施設の関係人に提示することに同意します。

申請者氏名

主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒  電話番号		

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は、空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2. 市区町村民税非課税世帯に属する者 3. 市区町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置( <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒  電話番号		

第10号様式の3 (第8条の3関係)

特例障害児通所給付費支給申請書

【 年 月分】

(宛先) 奈良市長

年 月 日

下記のとおり関係書類を添えて特例障害児通所給付費の支給を申請します。

フリガナ		受給者証番号					
申請者氏名							
申請者 生年月日	年 月 日						
居住地	〒						
フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	続柄			
給付決定に係る 児童氏名		生 年 月 日	年 月 日				
特例障害児通所給付費 請求額							円

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外 (下の欄に記入)		
フリガナ		申請者 との関係	
氏名			
住所	〒		
	電話番号		

上記に関する特例障害児通所給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座 振込 依頼 欄	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	1 普通 2 当座 3 その他			
	金融機関コード	店舗コード	口座番号				
	フリガナ						
	口座名義人						

(注) この申請書に該当月分の領収証及び通所サービス提供証明書を添付してください。

市町村記入欄

領収書確認欄	サービス提供 証明書確認欄	備考

第10号様式の4 (第8条の4関係)

(一)		通所受給者証	
受給者証番号			
通所居住地			
フリガナ			
氏名			
生年月日		年 月 日	
フリガナ			
氏名			
生年月日		年 月 日	
交付年月日		年 月 日	
支給市町村名 及 び 印		奈良市 印	

  

(二)		障害児通所給付費の給付決定内容	
支援の種類			
支給量等			
給付決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
支援の種類			
支給量等			
給付決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
予備欄		予備欄	

  

(三)		障害児通所給付費の給付決定内容	
支援の種類			
支給量等			
給付決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
支援の種類			
支給量等			
給付決定期間		年 月 日から 年 月 日まで	
予備欄		予備欄	

(六)

障害児通所支援事業者記入欄	
番号	事業者及びその事業所の名称
1	支援の内容
	契約支給量
	契約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の既提供量終了日までの既提供量
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
2	支援の内容
	契約支給量
	契約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の既提供量終了日までの既提供量
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印
3	支援の内容
	契約支給量
	契約日
	当該契約支給量による支援提供終了日
	支援提供終了月中の既提供量終了日までの既提供量
事業者及びその事業所の名称	事業者確認印

(五)

利用者負担に関する事項	
負担月額	円
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
食事提供体制	加算対象者
適用期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用者負担上限額	管理対象者該当の有無
利用者負担上限額管理事業所名	
特記事項欄	
予備欄	

(四)

障害児相談支援給付費の支給内容	
支給期間	年 月 日から 年 月 日まで
指定相談支援事業所名	
モニタリング期間	
予備欄	

第10号様式の5 (第8条の4関係)

肢体不自由児通所医療受給者証	
公費負担者番号	
公費受給者番号	
フリガナ	
住所	
フリガナ	生 年 月 日
氏 名	年 月 日
被保険者証の 記号及び番号	保 険 者 名 及 び 番 号
負担上限月額	月 額
適用期間	年 月 日 から 年 月 日まで
交付月日	年 月 日
支給市町村名 及 び 印	奈良市 印

(注) 裏面に注意事項を記載する。

(七)

障害児通所支援事業者記入欄		
番号	事業者及びその 事業所の名称	
4	支援の内容	事業者確認印
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による 支援提供終了日	年 月 日
5	支援提供終了月中の 終了日までの既提供量	事業者確認印
	事業者及びその 事業所の名称	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
6	当該契約支給量による 支援提供終了日	事業者確認印
	支援提供終了月中の 終了日までの既提供量	
	事業者及びその 事業所の名称	
	契約支給量	
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量による 支援提供終了日	事業者確認印
	支援提供終了月中の 終了日までの既提供量	
	事業者及びその 事業所の名称	
	契約支給量	事業者確認印
	契約日	
	当該契約支給量による 支援提供終了日	年 月 日
	支援提供終了月中の 終了日までの既提供量	年 月 日

(注) 第八面及び第九面に注意事項を記載する。

第10号様式の6 (第8条の5関係)

## 申請内容変更届出書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
給付決定保護者氏名			
居住地	〒 電話番号		
フリガナ		続 柄	
給付決定に係る児童氏名		生 年 月 日	年 月 日

届出書提出者	<input type="checkbox"/> 給付決定保護者		<input type="checkbox"/> 給付決定保護者以外 (下の欄に記入)	
フリガナ		本 人 と の 関 係		
氏 名				
住 所	〒 電話番号			

変更事項 (該当に○をして下さい。)	給付決定保護者に関すること	①氏名 ②居住地 ③連絡先
	利用者である児童に関すること	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄
	そ の 他	
変更内容	変更前	
	変更後	

※変更した内容を証する書類を添付すること。

第10号様式の7（第8条の6関係）

受給者証再交付申請書

(宛先) 奈良市長

年 月 日

受給者証の再交付について申請します。

受給者証の種類	1 通所受給者証 2 肢体不自由児通所医療受給者証	受給者証番号	
---------	------------------------------	--------	--

フリガナ		生 年 月 日	年 月 日
給付決定保護者氏名			
居 住 地	〒 電話番号		
フリガナ		続 柄	
給付決定に係る児童氏名		生 年 月 日	年 月 日

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 給付決定保護者（本人） <input type="checkbox"/> 給付決定保護者以外（下の欄に記入）		
フリガナ		本 人 と の 関 係	
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

申請の理由	1 汚損                      2 紛失                      3 その他 （具体的な状況）
-------	---

※従前使用していた受給者証を添付すること（紛失の場合を除く。）。

第10号様式の8（第8条の7関係）

障害児通所給付費支給変更申請書兼  
利用者負担額減額・免除等変更申請書

(宛先) 奈良市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
申請者	所在地	〒 電話番号		
	フリガナ		生年月日	年 月 日
支給申請に係る児童氏名			続柄	
身体障害者手帳番号		療育手帳番号		精神障害者保健福祉手帳番号
被保険者証の記号及び番号(※)				保険者名及び番号(※)

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、医療型児童発達支援を申請する場合記入すること。

サービス利用の状況	障害福祉関係サービス	利用中のサービスの種類と内容等
変更の理由		

変更を申請する支援	支援の種類	申請に係る具体的内容
	<input type="checkbox"/> 児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 医療型児童発達支援	
	<input type="checkbox"/> 放課後等デイサービス	
	<input type="checkbox"/> 保育所等訪問支援	



主治医	主治医の氏名		医療機関名	
	所在地	〒		
		電話番号		

申請する減免の種類	<input type="checkbox"/> I 負担上限月額に関する認定 下記の区分の適用を申請します。 (当てはまるものに○をつける。いずれにも当てはまらない場合は空欄とすること。) 1. 生活保護受給世帯又は中国残留邦人等支援給付を受けている世帯 2. 市区町村民税非課税世帯に属する者 3. 市区町村民税課税世帯(所得割28万円未満)に属する者
	<input type="checkbox"/> II 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置(定率負担減免措置、補足給付の特例措置)に関する認定 生活保護又は中国残留邦人等支援給付への移行予防措置( <input type="checkbox"/> 定率負担減免措置 <input type="checkbox"/> 補足給付の特例措置)を申請します。 ※ 福祉事務所が発行する境界層対象者証明書が必要となります。

いずれも、事実関係を確認できる書類を添付して申請すること。

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外(下の欄に記入)		
氏名		申請者との関係	
住所	〒		
	電話番号		

第10号様式の9（第8条の8関係）

高額障害児（通所・入所）給付費支給申請書

（宛先）奈良市長

次のとおり関係書類を添えて高額障害児（通所・入所）給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ			①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法	
申請者氏名 (給付決定保護者等氏名)			制 度	受給者証番号・被保険者証番号
生 年 月 日	年 月 日			
居 住 地	〒		電話番号	
フリガナ			続 柄	
給付決定に係る児童氏名			生年月日	年 月 日
サービス利用月の世帯における対象費用の支払合計額			申請に係るサービス利用月	年 月分
サービス利用月の申請者の対象費用の支払合計額				
同支給一世帯に属する他の障害者の	氏 名	生 年 月 日	①障害者自立支援法②児童福祉法③介護保険法	
			制 度	受給者証番号・被保険者証番号

（注1）支払額を証する領収書を添付してください。

（注2）申請者と同一世帯の他の支給決定障害者等全員分の申請書を併せて提出してください。

高額障害児（通所・入所）給付費を下記の口座に振り込んでください。

口座振替 依頼書	銀行 信用金庫 信用組合 農協	本店 支店 支所 出張所	種目	口座番号	
	金融機関コード	店舗コード	1 普通預金		
			2 当座預金		
			3 その他		
	フリガナ				
	口座名義人				

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）	
フリガナ		申請者との関係
氏名		
住 所	〒	電話番号

第10号様式の10（第8条の9関係）

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書

（宛先）奈良市長

次のとおり申請します。

申請年月日 年 月 日

申 請 者	フリガナ		生年月日	年	月	日
	氏名			年	月	日
居 住 地	〒					
	電話番号					
フリガナ		生年月日	年	月	日	
申請に係る 児童氏名			続柄			

申請書提出者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 申請者本人以外（下の欄に記入）				
フリガナ		申 請 者 と の 関 係			
氏名					
住 所	〒				
電話番号					

第10号様式の11（第8条の9関係）

計画相談支援・障害児相談支援依頼（変更）届出書

(宛先) 奈良市長

次のとおり届け出ます。

届出年月日 年 月 日

区分

新規・変更

届出者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
届出に係る 児童氏名	居住地	〒		
	フリガナ		電話番号	
届出に係る 児童氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
	フリガナ		続柄	

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名

フリガナ	
事業所名	
住所	〒
	電話番号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由（変更の場合に記載）

--

変更年月日 年 月 日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成24年7月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の奈良市児童福祉法施行細則別表の規定は、平成24年7月以後の月分の徴収金から適用し、同年6月分までの徴収金については、なお従前の例による。

(平成24年3月30日揭示済)

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市規則第27号

奈良市障害者自立支援法施行細則の一部を改正する規則

奈良市障害者自立支援法施行細則(平成18年奈良市規則第80号)の一部を次のように改正する。

第6条中「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」に改める。

第7条第1項中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 法第51条の7第8項に規定する地域相談支援受給者証は、別記第2号様式の2のとおりとする。

第8条中「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更申請書(届出書)兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改める。

第11条中「(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費)支給申請書」を「(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費)支給申請書」に改める。

第14条を次のように改める。

(計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書等)

第14条 省令第34条の54第1項に規定する申請書は、計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書(別記第10号様式)とする。

- 2 計画相談支援の提供について指定特定相談支援事業者と利用契約した者は、計画相談支援・障害児相談支援依頼(変更)届出書(別記第11号様式)により市長に届け出なければならない。当該事業者を変更したときも、同様とする。

第16条中「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特

別給付費)支給変更申請書(届出書)兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に改める。

第16条の次に次の5条を加える。

(指定障害福祉サービス事業者等の指定の申請等)

第16条の2 法第36条第1項(法第40条において準用する場合を含む。)又は第38条第1項の規定による申請は、指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業所指定(更新)申請書(別記第13号様式)により行わなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者の指定の変更の申請)

第16条の3 法第37条第1項又は第39条第1項の規定による申請は、指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設指定変更申請書(別記第13号様式の2)により行わなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等)

第16条の4 法第46条第1項の規定による届出は、変更に係るものにあつては指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業所変更届出書(別記第13号様式の3)により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては指定障害福祉サービス事業所 指定一般相談支援事業所廃止・休止・再開届出書(別記第13号様式の4)により行わなければならない。

- 2 法第46条第2項に規定する届出は、指定障害福祉サービス事業所 指定障害者支援施設 指定一般相談支援事業所変更届出書により行わなければならない。

(指定障害者支援施設の指定辞退の届出)

第16条の5 法第47条の規定による指定の辞退は、指定障害者支援施設指定辞退届出書(別記第13号様式の5)により行わなければならない。

(公示)

第16条の6 法第51条の規定による公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者又は指定一般相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
- (2) 指定に係る事業所又は施設の名称及び所在地
- (3) 障害福祉サービスの種類又は障害者支援施設若しくは一般相談支援事業者の別
- (4) 指定、変更、事業の廃止、指定の辞退又は指定の取消しの年月日

別記第1号様式中

「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費)」を「(介護給付費 訓練等給付費 特定障害者特別給付費 地域相談支援給付費)」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「障害児氏名」を「児童氏名」に、

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容	
	介護給付費	訓練等給付費		
申請する サービス	訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
		<input type="checkbox"/> 同行援護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系	/	<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（機能訓練）	
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練）	
			<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援（養成施設）	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型	
居住系	/	<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	
		<input type="checkbox"/> 施設入所支援		
旧法施設支援	/	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者更生施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者療護施設（入所・通所）	
		<input type="checkbox"/> 旧身体障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者更生施設（入所・通所）	
		<input type="checkbox"/> 旧知的障害者授産施設（入所・通所）	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者通勤寮	

を

区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容	
	介護給付費	訓練等給付費		
申請する サービス	訪問系・その他	<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
		<input type="checkbox"/> 同行援護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
		日中活動系		
<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練（生活訓練）			
	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練			
	<input type="checkbox"/> 就労移行支援			
	<input type="checkbox"/> 就労移行支援（養成施設）			
	<input type="checkbox"/> 就労継続支援 A 型 <input type="checkbox"/> 就労継続支援 B 型			
居住系	/	<input type="checkbox"/> 共同生活介護（ケアホーム）	<input type="checkbox"/> 共同生活援助（グループホーム）	
		<input type="checkbox"/> 施設入所支援		
地域相談支援	/	<input type="checkbox"/> 地域移行支援		
		<input type="checkbox"/> 地域定着支援		

に、

「サービス利用計画」を「サービス等利用計画」に、「指定相談支援事業者、障害福祉サービス事業者又は障害者支援施設」を「指定特定相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設又は指定一般相談支援事業者」に改め、「㊤」を削り、「(旧法指定施設を除く。)」を「又は地域移行支援（精神科病院（精神科病院以外の病院で精神科病室が設けられているものを含む。）」に入院している者に限る。）」に、「障害児：」を「児童：」に改め、「、特定旧法指定施設」を削る。

別記第2号様式中

「障害児」を「児童」に、

旧法施設支援	
サービス種別	
支給量等	障害程度区分
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
サービス種別	
支給量等	障害程度区分
支給決定期間	年 月 日から 年 月 日まで

を

に、

指定相談支援事業所名

指定特定相談支援事業所名

モニタリング期間

に、

「又は旧法施設支援」を削り、「又は共同生活援助」を「共同生活援助又は重度障害者等包括支援」に、

利用者負担割合（原則）	1割	負担上限月額	
-------------	----	--------	--

を

に改め、

「社会福祉法人等による軽減措置の適用」を「食事提供体制加算対象者」に、「軽減適用期間」を「適用期間」に、

「サービス利用計画作成費の支給内容」を「計画相談支援給付費の支給内容」に、

指定相談支援事業所名

を

(九)

番号	児童デイサービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称		
	契 約 日	年 月 日	
	サ ー ビ ス 内 容		
	契 約 支 給 量 ( / 月 )	日	
	事 業 者 確 認 印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サ ー ビ ス 内 容		
	当該サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	
事 業 者 確 認 印			を
2	事業者及びその事業所の名称		
	契 約 日	年 月 日	
	サ ー ビ ス 内 容		
	契 約 支 給 量 ( / 月 )	日	
	事 業 者 確 認 印		
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日	
	サ ー ビ ス 内 容		
	当該サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	日	
事 業 者 確 認 印			

「

(九)

短期入所事業者実績記入欄					
番号	事業者及びその事業所の名称	実施日	日数	月累計	事業者確認印
1		年 月 日から			
		年 月 日まで			
2		年 月 日から			
		年 月 日まで			
3		年 月 日から			
		年 月 日まで			
4		年 月 日から			
		年 月 日まで			
5		年 月 日から			
		年 月 日まで			
6		年 月 日から			
		年 月 日まで			
7		年 月 日から			
		年 月 日まで			
8		年 月 日から			
		年 月 日まで			
9		年 月 日から			
		年 月 日まで			
10		年 月 日から			
		年 月 日まで			
11		年 月 日から			
		年 月 日まで			
12		年 月 日から			
		年 月 日まで			

に、



を

(十二)

療養介護・共同生活介護・共同生活援助・施設入所支援・旧法施設支援（入所）事業者記入欄		入所（居）日	退所（居）日	事業所名称	事業者確認印
番号	事業所名称	年 月 日	年 月 日		
1					
2					
予備欄					

(十一)

生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・旧法施設支援（通所）事業者記入欄		事業者確認印
番号	事業者及びその事業所名称	
1	サービス内容	事業者確認印
	契約支給量（/月）	日
	契約日	年 月 日
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	年 月 日
2	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	事業者確認印
	事業者及びその事業所名称	
	サービス内容	日
	契約支給量（/月）	年 月 日
3	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	事業者確認印
	事業者及びその事業所名称	
	サービス内容	日
	契約支給量（/月）	年 月 日

(十)

短期入所事業者実績記入欄		事業者確認印
番号	事業者及びその事業所名称	
1	実施日	日数
	年 月 日から 年 月 日まで	月 累計
2	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
3	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
4	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
5	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
6	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
7	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
8	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
9	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
10	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
11	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	
12	年 月 日から 年 月 日まで	
	年 月 日から 年 月 日まで	

(注) 第十三面及び第十四面に、注意事項を記載する。

(十一)

療養介護・共同生活介護・共同生活援助・ 施設入所支援事業者記入欄			
番号	事業者及びその 事業所の名称	入所(居)日 年 月 日	事業者 確認印
1		退所(居)日 年 月 日	
2		入所(居)日 年 月 日	
		退所(居)日 年 月 日	
予備欄			

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

(十)

生活介護・自立訓練・就労移行支援・ 就労継続支援事業者記入欄			
番号	事業者及びその 事業所の名称	事業者確認印	
1	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(ノ月)	日	
	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
2	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
	事業者及びその 事業所の名称		
	サービス内容		事業者確認印
	契約支給量(ノ月)	日	
3	契約日	年 月 日	
	当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印
	サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量		
	事業者及びその 事業所の名称		
サービス内容		事業者確認印	
契約支給量(ノ月)	日		
契約日	年 月 日		
当該契約支給量による サービス提供終了日	年 月 日	事業者確認印	
サービス提供終了月中の 終了日までの既提供量			

(注) 第十二面及び第十三面に、注意事項を記載する。

第2号様式の2（第7条関係）

(一)	
地域相談支援受給者証	
受給者証番号	
居住地	
フリガナ	
氏名	
生年月日	年 月 日
障害種別	1 2 3
交付年月日	年 月 日
支給市町村名 及び印	奈良市 印

(二)	
地域相談支援給付費の給付決定内容	
地域相談支援の種類	
地域相談支援給付量等	
地域相談支援給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
地域相談支援の種類	
地域相談支援給付量等	
地域相談支援給付決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
予備欄	

(三)			
一般相談支援事業者記載欄			
提供する地域相談支援の種類	事業者及びその事業所の名称	契約日	事業者確認印
		年 月 日	
		サービス提供終了日	
		年 月 日	
予備欄		契約日	
		年 月 日	
		サービス提供終了日	
		年 月 日	

(四)	計画相談支援給付費の支給内容	支給期間	年 月 日 から 年 月 日 まで	指定特定相談支援事業所名	モニタリング期間	予備欄

(注) 第五面に注意事項を記載する。

別記第4号様式中「支給変更申請書(届出書)兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」を「支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に改め、「(届出)」を削り、「障害児氏名」を「児童氏名」に、

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他		<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
		<input type="checkbox"/> 同行援護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 児童デイサービス		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
日中活動系		<input type="checkbox"/> 療養介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(機能訓練)	を
		<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)	
			<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援	
			<input type="checkbox"/> 就労移行支援(養成施設)	
			<input type="checkbox"/> 就労継続支援A型	
居住系		<input type="checkbox"/> 共同生活介護(ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助(グループホーム)	
		<input type="checkbox"/> 施設入所支援		
旧法施設支援		<input type="checkbox"/> 旧身体障害者更生施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧身体障害者療護施設(入所・通所)	
		<input type="checkbox"/> 旧身体障害者授産施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者更生施設(入所・通所)	
		<input type="checkbox"/> 旧知的障害者授産施設(入所・通所)	<input type="checkbox"/> 旧知的障害者通勤寮	

申請するサービス	区分	サービスの種類		申請に係る具体的内容
		介護給付費	訓練等給付費	
訪問系・その他		<input type="checkbox"/> 居宅介護	/	
		<input type="checkbox"/> 重度訪問介護		
		<input type="checkbox"/> 同行援護		
		<input type="checkbox"/> 行動援護		
		<input type="checkbox"/> 短期入所		
		<input type="checkbox"/> 重度障害者等包括支援		
		日中活		
<input type="checkbox"/> 生活介護	<input type="checkbox"/> 自立訓練(生活訓練)			
	<input type="checkbox"/> 宿泊型自立訓練			
	<input type="checkbox"/> 就労移行支援			

ビ ス	動 系	/	<input type="checkbox"/> 就 労 移 行 支 援 (養成施設)
	<input type="checkbox"/> 就 労 継 続 支 援 A 型		
ス	居 住 系	<input type="checkbox"/> 共同生活介護 (ケアホーム)	<input type="checkbox"/> 共同生活援助 (グループホーム)
	<input type="checkbox"/> 施 設 入 所 支 援		

「(旧法指定施設を除く。)」を削り、「障害児：」を「児童：」 | 別記第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「障 害  
に改め、「、特定旧法指定施設」を削る。 | 児 氏 名」を「児 童 氏 名」に、

変 更 事 項 (該当に○をし てください。)	支給決定障害者等に 関 する 事 項	①氏名 ②居住地 ③連絡先	を
	利用者である児童に 関 する 事 項	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄	
	負担上限月額算定 のために必要な事項		
	そ の 他		

変 更 事 項 (該当に○をし てください。)	支給決定障害者等に 関 する 事 項	①氏名 ②居住地 ③連絡先	に改める。
	利用者である児童に 関 する 事 項	④氏名 ⑤居住地 ⑥連絡先 ⑦保護者との続柄	
	そ の 他		

別記第6号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

1 障害福祉サービス受給者証	を
2 療養介護医療受給者証	

1 障害福祉サービス受給者証	に、
2 地域相談支援受給者証	
3 療養介護医療受給者証	

別記第7号様式中

「(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障  
害者特別給付費) 支給申請書」を  
「(特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者  
特別給付費 特例地域相談支援給付費) 支給申請書」  
に、「(あて先)」を「(宛先)」に、「特例特定障害者特別給  
付費) の」を「特例特定障害者特別給付費 特例地域相談  
支援給付費) の」に、

「障 害 児 氏 名」を「児 童 氏 名」に改める。

フリガナ					受給者証番号			
申請者氏名								
申請者 生 年 月 日	年	月	日					
居 住 地					電話番号			
フリガナ			生年 月 日	年 月 日		続柄		
支給決定に係る 障 害 児 氏 名			月 日					
特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害者特別給付費 請求額				円				

を

フリガナ					障害福祉サービス受給者証番号			
申請者氏名								
申請者 生 年 月 日	年	月	日					
居 住 地					電話番号			
フリガナ			生年 月 日	年 月 日		続柄		
支給決定に係る 児 童 氏 名			月 日					
特例介護給付費 特例訓練等給付費 特例特定障害 者特別給付費 特例地域相談支援給付費 請求額				円				

に、

「特例特定障害者特別給付費）を」を「特例特定障害者特別給付費 特例地域相談支援給付費）を」に改める。

別記第8号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、

支給決定に係る  
障害児氏名

を

支給決定に係る  
児童氏名

に改める。

別記第10号様式中「サービス利用計画作成対象障害者等認定申請書」を「計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費支給申請書」に、「(あて先)」を「(宛先)」に、

受給者証番号									
申請者	フリガナ氏名				生年月日	年	月	日	を
	居住地	〒			電話番号				

申請者	フリガナ氏名				生年月日	年	月	日	に、
	居住地	〒			電話番号				

認定申請に係る  
障害児氏名

を

申請に係る  
児童氏名

に改める。

別記第11号様式を次のように改める。

第11号様式 (第14条関係)

計画相談支援・障害児相談支援依頼 (変更) 届出書

(宛先) 奈良市長

次のとおり届け出ます。

届出年月日	年	月	日
区分	新規・変更		

届出者	フリガナ氏名	生年月日	年	月	日	電話番号
	居住地	〒			続柄	
届出に係る児童氏名	フリガナ氏名	生年月日	年	月	日	電話番号
	居住地	〒			続柄	

計画相談支援・障害児相談支援を依頼した指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所名	
フリガナ氏名	電話番号
住所	電話番号

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所を変更する理由 (変更の場合に記載)
--

変更年月日 年 月 日

別記第12号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に、「障害児氏名」を「児童氏名」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式 (第16条の2 関係)

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設 指定 (更新) 申請書  
指定一般相談支援事業所

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地  
申請者 名 称  
(設置者) 代表者 ㊟

障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設・指定一般相談支援事業所に係る指定 (更新) を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所 (施設) 所在地市町村番号	
-------------------	--

申請者	フリガナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — )					
	法人である場合その種別		法人所轄庁				
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ			
			氏 名				
代表者の住所	(郵便番号 — )						
指定を受けようとする事業所・施設の種類の種類	フリガナ						
	名 称						
	事業所 (施設) の所在地	(郵便番号 — )					
	同一所在地において行う事業の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様 式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備 考
	福祉サービス事業所	指定障害者支援施設					
	障害者支援施設	指定障害者支援施設					
		指定一般相談支援事業所 (地域移行支援)					
	指定一般相談支援事業所 (地域定着支援)						
事業所番号	同一の法律において既に指定を受けている場合						
(事業所名)				(番号)			

- 備考1 「受付番号」、「事業所（施設）所在地市町村番号」及び「受付」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、本市において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合にその事業所番号を記載してください。欄に書ききれない場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

受 付
-----

別記第13号様式の次に次の4様式を加える。

第13号様式の2（第16条の3関係）

受付番号	
------	--

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設

指定変更申請書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地  
申請者 名 称  
(設置者) 代表者 ㊟

障害者自立支援法に規定する指定障害福祉サービス事業所・指定障害者支援施設に係る指定の変更を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

事業所（施設）所在地市町村番号	
-----------------	--

申請者	フリガナ						
	名 称						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 — )					
	法人である場合その種別		法人所轄庁				
	連絡先	電話番号		FAX番号			
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ		氏 名	
	代表者の住所	(郵便番号 — )					
変更を受けようとする事業所・施設の種別	フリガナ						
	名 称						
	事業所の所在地	(郵便番号 — )					
	同一所在地において行う事業等の種類	実施事業	指定申請をする事業等の事業開始予定年月日	様 式	実施事業	他の法律において既に指定を受けている事業等の指定年月日	備 考
	福祉サービス事業所						
	指定障害者支援施設						
事業所番号	同一の法律において既に指定を受けている場合						
(事業所名)						(番号)	



- 備考1 「受付番号」、「事業所（施設）所在地市町村番号」及び「受付」欄には記載しないでください。
- 2 「法人である場合その種別」欄には、社会福祉法人、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
- 3 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 4 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に指定を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
- 5 「事業所番号」欄には、本市において既に事業所としての指定を受け、番号が付番されている場合にその事業所番号を記載してください。欄に書ききれない場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。

受 付

第13号様式の3（第16条の4関係）

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設 変更届出書  
指定一般相談支援事業所

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地  
申請者 名称  
(設置者) 代表者

印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所		事業所番号
		名称
		所在地
		サービスの種類
変更した事項		変更の内容
1	事業所又は施設の名称	(変更前)
2	事業所の所在地又は施設の設置の場所	
3	事業者（設置者）の名称	
4	主たる事務所の所在地	
5	代表者の氏名及び住所	
6	定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）	
7	事業所又は施設の平面図及び設備の概要	
8	事業所又は施設の管理者の氏名及び住所	
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所	
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所	
11	主たる対象者	
12	運営規程	
13	介護給付費等の請求に関する事項	
14	事業所の種別（併設型・空床型の別）	
15	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員	
16	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	
17	知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要	
18	申請に係る事業の開始予定年月日	
19	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要	
20	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要	
21	その他（ ）	
変更年月日		年 月 日

- 備考1 「変更した事項」欄については、該当する項目番号に○を付してください。  
 2 「受付」欄には、何も記載しないでください。  
 3 変更内容が分かる書類を添付してください。  
 4 変更の日から10日以内に届け出てください。

受 付

第13号様式の4（第16条の4関係）

指定障害福祉サービス事業所  
 指定一般相談支援事業所

廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地  
 届出者 名称  
 代表者

印

次のとおり事業の廃止、休止又は再開をしましたので届け出ます。

事業所番号	
廃止、休止又は再開する事業所	名称
所在地	
廃止、休止又は再開の別	廃止・休止・再開
廃止、休止又は再開した年月日	年 月 日
廃止又は休止した理由	
現に指定障害福祉サービスを受けていた者に対する措置（廃止又は休止した場合に限る。）	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

- 備考1 「廃止、休止又は再開の別」欄には、今回の届出内容が該当するものに○を付してください。  
 2 「受付」欄には記載しないでください。  
 3 事業の再開に係る届出にあっては、この届出に係る当該事業の従業員の勤務の体制及び勤務形態に関する書類を添付してください。  
 4 廃止、休止又は再開の日から10日以内に届け出てください。

受 付

第13号様式の 5 (第16条の 5 関係)

指定障害者支援施設指定辞退届出書

年 月 日

(宛先) 奈良市長

所在地  
届出者 名 称  
代表者

㊟

次のとおり指定を辞退したいので、届け出ます。

指定を辞退する施設	事 業 所 番 号	
	名 称	
	所 在 地	
指定を受けた年月日	年 月 日	
指定を辞退する年月日	年 月 日	
指定を辞退する理由		
現に施設に入所している者に対する措置		

(注) 指定を辞退する日の 3 月前までに届け出てください。

受 付

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市障害者自立支援法施行細則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成24年 3 月30日揭示済)

## 奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。